

区域外流入の取扱いに関するフロー図

公共下水道への汚水の排除を希望する土地

公共下水道の
全体計画区域
ですか？
※1

はい

いいえ

全体計画区域界となる道路に面し、汚水を排除する建築物があり、かつ、取付管工事の場合は、区域外流入対象として認めています。

はい

いいえ

公共下水道の
事業計画区域
ですか？
※2

区域外流入対象

※市街化区域内で、事業計画区域界となる道路に面し、汚水を排除する建築物があり、かつ、取付管工事の場合は公費となります。

はい

いいえ

公共下水道の
排水区域
ですか？
※3

区域外流入対象外

区域外流入対象

- ※1： 鈴鹿市が定めた下水道基本計画区域
- ※2： 下水道法第4条により鈴鹿市が事業計画を定めた区域
- ※3： 下水道法第9条により供用開始の公示等が行われた区域